第11回 喜多方市農業委員会総会議事録

1 開催の日時及び場所

日 時 令和3年10月20日(水)午前9時30分

会 場 高郷総合支所 大会議室

- 2 委員定数 19名
- 3 本日の総会に出席した委員

会 長 19番 京野 貞夫

会長職務代理者 18番 齋藤 澄子

委 員

1番 高橋 忠一 2番 高野 進 3番 渡部 清孝

4番 小沢 勝則 5番 武藤 常雄 6番 二瓶 崇

7番 菊地 貴 8番 山口 久人 9番 大津 康男

10番 小林千代松 11番 平田 恭一 12番 木戸 賢治

13番 木村富士男 14番 小林 博行 15番 菅井 大輔

16番 岩崎 茂治 17番 佐藤 光伸

- 4. 本日の総会に欠席通告した委員なし
- 5. 本日の総会に遅参通告した委員なし
- 6 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第23号 会務報告について

報告第24号 農地法第18条第6項の規定による通知について

7 本日の総会に提案される議案は次のとおり

議案第44号 農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消願出 について

議案第45号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第46号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第47号 現況確認証明申請について

8 農業委員会事務局職員

事務局長高橋喜一郎

次長兼農地係長 詍 高 文 信

熱塩加納総合支所産業建設課 (農業委員会事務局職員併任)

副主任主查 齋 藤 清 孝

塩川総合支所産業建設課(農業委員会事務局職員併任)

主 査 佐藤崇史

山都総合支所産業建設課(農業委員会事務局職員併任)

主 事 安部吉晃

高郷総合支所産業建設課 (農業委員会事務局職員併任)

主 査 小林さおり

9. 会議の概要

○会長(あいさつ)

本日の総会には、報告2件、議案4件を予定しております。皆様方のご協力をいただき、スムーズに進めさせていただくことをお願い申 し上げ、ごあいさつに代えさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

(開 会)

○議長

欠席委員は、おりません。

定足数に達しておりますので、これより第11回喜多方市農業委員会 総会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員には、1番 高橋忠一委員、2番 高野進委員を指名いたします。

(報告事項)

○議長

はじめに、報告第23号及び報告第24号の報告事項を議題といたします。

事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第23号 会務報告について

○事務局(高橋事務局長)

[1件を朗読、説明。]

報告第24号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○事務局(詍高次長兼農地係長、高郷総合支所産業建設課 小林主査) 〔9件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、報告第23号及び報告第24号の報告事項について、 ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。 (なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。報告第23号及び報告第24号は、事務局報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第23号及び報告第24号は了承することにしました。

(議案審議)

○議長

議案審議に入ります。

「議案第44号 農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消願 出について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局(塩川総合支所産業建設課 佐藤主査) 〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第44号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。 (なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第44号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第45号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局(熱塩加納総合支所産業建設課 齋藤副主任主査、山都総合支 所産業建設課 安部主事)

[所有権移転2件を朗読、説明。]

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました、所有権移転の No.1については、12番 木戸賢治委員、No.2については、18番 齋藤 澄子委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を 求めます。

○木戸賢治委員

[所有権移転のNo.1 について、現地調査の結果並びに補足説明]

12番木戸です。案件No.1についてご報告いたします。譲渡人は県外在住のため10月5日午後5時より電話で内容の確認を行い、譲受人とは7日午前7時より申請地において聞き取り調査を行いました。譲渡人は県外在住で耕作管理することができなかったため、一部荒廃しているところもございますが、許可後には譲受人が自ら重機で整地を行い、そばと自

家用野菜を作付けし、周辺農地に支障を及ぼすことなく、管理するとのことでした。以上です。

○齋藤澄子委員

[所有権移転のNo.2について、現地調査の結果並びに補足説明]

18番齋藤です。案件No. 2についてご報告いたします。譲渡人と譲受人は家族で祖父と孫の関係であります。10月7日に譲受人のお父さんとお話をさせていただきまして、内容を確認いたしました。現在、譲受人はお父さんと一緒に農業を営んでおり、今後も同様に行っていくということでしたので、特に問題はないと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第45号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。 ございませんか。 (なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第45号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第46号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局(詍高次長兼農地係長、塩川総合支所産業建設課 佐藤主査) 〔所有権移転6件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

所有権移転のNo.1、No.2、No.3については、10番 小林千代松委員、No.4、No.5については、16番 岩崎茂治委員、No.6については、14番 小林博行委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○小林千代松委員

「所有権移転の№ 1、№ 2、№ 3について、現地調査の結果並びに補足説明」10番小林です。案件No.1についてご報告いたします。去る10月11日午後2時半より、〇〇〇行政書士、私と岩崎委員、事務局より次長で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。辺りは住宅が建っており、他に農地等はなく、排水等も問題はありませんでした。ただ、道路に面する側溝がないため、その点をどうするか行政書士から相談がありました。続きまして、No.2のご報告をいたします。同日午後1時半より〇〇〇行政書士、私と岩崎委員、事務局より次長、譲受人の〇〇○さんが出席をし、現地調査並びに聞き取り調査を行いました。農業用用排水施設は隣接しておらず、雨水等は地下浸透させるとのことで問題はないと判断いたしました。最後にNo.3ですが、同日午後2時10分頃より、行政書士〇〇○事務所から〇〇○さん、私と岩崎委員、事務局より次長、譲渡人の〇〇○さんで現地調査並びに聞き取り調査を行いました。これにつきましても、農業用用排水施設は隣接しておらず、問題はないと判断いたしました。以上です。

○岩崎茂治委員

〔所有権移転のNo.4、No.5について、現地調査の結果並びに補足説明〕 16番岩崎です。案件No.4についてご報告いたします。10月11日の午後に事務局より次長、小林委員と私で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。案内図の中にも出ておりますが、本来であれば昨年申請したかったそうです。しかし、なかなか話が進まず、最近やっとまとまったの

— 7 ——

で申請に至ったそうです。昨年許可された土地の資材置き場も問題なく使用されておりましたので、今回の許可後も特に問題はないと判断いたしました。続きまして、No.5についてご報告いたします。譲渡人、譲受人両者本人出席の下、事務局より次長、小林委員と私で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。申請地は、国道121号線の近くで第1種農地でありますが、周辺の用水路等に囲まれており、排水等に問題はないと判断いたしました。以上です。

○小林博行委員

[所有権移転のNo.6について、現地調査の結果並びに補足説明]

14番小林です。案件No.6についてご報告いたします。10月11日午前10時より事務局より佐藤主査、私と二瓶委員、区長、3名の集落役員の方にご出席いただき、現地調査並びに聞き取り調査を行いました。申請地はすでに集落の墓地として問題なく利用されておりました。しかしながら、昭和54年の圃場整備の際に、集落内に墓地を持たない家があったことから、従前の墓地に隣接する3筆の農地を墓地として活用することを集落で決めたそうです。そして、塩川町役場に届出を出しましたが、転用手続きに関してはやらなかったそうです。以上のことから、今回の申請に至り、無断転用につきましては顛末書の提出がありました。集落では問題なく収まっているということでありますので、問題はないと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第46号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。 (なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第46号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

---8----

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第47号 現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局(山都総合支所産業建設課 安部主事、高郷総合支所産業建設 課 小林主査)

[2件を朗読、説明。]

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました、No.1については、18番 齋藤澄子委員、No.2については、17番 佐藤光伸委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○ 齋藤澄子委員

[No.1 について、現地調査の結果並びに補足説明]

18番齋藤です。案件No.1についてご報告いたします。10月7日午前10時15分頃より、高野委員、生江委員、私、事務局より安部主事で現地調査を行いました。申請人は体調を崩しており、現地には同行できませんでした。申請地が多かったですが、すべて耕作ができておらず、山林化したところと平坦地については原野化しておりました。現在申請人の世帯には耕作管理できる方もおらず、近隣住民に耕作を依頼しても面積が小さいので機械が入れないと断られ、現在に至るそうです。以上です。

○佐藤光伸委員

[No.2 について、現地調査の結果並びに補足説明]

17番佐藤です。案件No. 2についてご報告いたします。10月8日午前10時から申請人立ち会いの下、事務局次長、小林主査、石川推進委員と横山推進委員と私で現地確認を行いました。申請地は20年以上耕作されていない土地であります。樹木等は無いんですが、かなり荒れておりました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第47号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第47号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号については、申請書のとおり許可することに決定いたしました。

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第11回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

(閉 会) 10:27